

指定訪問介護サービス利用料金表

○提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

身体介護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	167	1,706円	171円	341円	512円
	早朝/夜間	209	2,134円	213円	427円	640円
20分以上	昼間	250	2,553円	255円	511円	766円
30分未満	早朝/夜間	313	3,196円	320円	639円	959円
30分以上	昼間	396	4,044円	404円	809円	1,213円
1時間未満	早朝/夜間	495	5,054円	505円	1,011円	1,516円
1時間以上	昼間	579	5,912円	591円	1,182円	1,774円
1時間30分未満	早朝/夜間	724	7,393円	739円	1,479円	2,218円

生活援助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上	昼間	183	1,869円	187円	374円	561円
45分未満	早朝/夜間	229	2,339円	234円	468円	702円
45分以上	昼間	225	2,298円	230円	460円	689円
	早朝/夜間	281	2,870円	287円	574円	861円

【地域区別の単価(7級地 10.21円)を含だ計算となっております。】

★ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

★ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
特定事業所加算 (II)	所定単位数 の10/100	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
緊急時訪問介護 加算	100	1,021円	102円	204円	306円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2,042円	204円	408円	613円	初回利用のみ1月につき
生活機能向上連携 加算(Ⅰ)	100	1,021円	102円	204円	306円	1月につき
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数 の 63/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数 の 137/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等ベース アップ等支援 加算	所定単位数 の24/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

★ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

★ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

★ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

★ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がリハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、当事業所サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を理学療法士等と連携して作成し、それに基づく訪問介護を行った場合に加算します。

★ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業料金表

○提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

サービス区分	要介護度	区分	基本単位	利用料 (1回)	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問 介護相当サービス	事業対象者 ※ 要支援 1・要支援 2	週1回程度 の利用	2,736	2,736円	274円	548円	821円
		週2回程度 の利用	2,777	2,777円	278円	556円	834円
	事業対象者 ※ 要支援 2	週2回程度 の利用	2,930	2,930円	293円	586円	879円
訪問型サービスA1(えぷろんサービス)	事業対象者 ※要支援1	週1回程度 の利用	2,460	2,460円	246円	492円	738円
	要支援2・ ケアマネジメント の結果必要	週2回程度 の利用	2,470	2,470円	247円	494円	741円

※介護予防・生活支援サービス事業対象者

★「週○回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

★ 利用者の体調不良や状態の改善等により個別計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は個別計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による個別計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※単位あたりの単価(10.21円)を含んでいます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	200	2,042円	205円	409円	613円	初回利用のみ1月につき1回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000	左記の単位数×10.70円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000	左記の単位数×10.70円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000	左記の単位数×10.70円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を

★ 初回加算は、新規に個別計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定予防訪問事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定予防訪問事業を行う場合又は他の訪問介護員等が指定予防訪問事業のサービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

★ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

★ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて枚方市に第1号事業支給費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。